

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成23年6月7日
【会社名】	備後観光開発株式会社
【英訳名】	BINGO TOURIST ENTERPRISE Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 仁士
【本店の所在の場所】	広島県世羅郡世羅町大字小世良691番地15
【電話番号】	0847-22-2311
【事務連絡者氏名】	支配人 前田 勝之
【最寄りの連絡場所】	広島県世羅郡世羅町大字小世良691番地15
【電話番号】	0847-22-2311
【事務連絡者氏名】	支配人 前田 勝之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,000株	完全議決権株式であり、定款第8条に基づき株式の譲渡または取得について、取締役会の承認が必要になることを除き、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用していません。

(注) 平成23年4月22日開催の定時株主総会決議及び平成23年5月17日開催の取締役会決議によります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	15,000	300,000,000	150,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	15,000	300,000,000	150,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は150,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
20,000	10,000	1株	平成23年7月1日から平成23年7月20日まで	-	平成23年7月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

5. 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
備後観光開発株式会社	広島県世羅郡世羅町大字小世良691番地15

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
広島銀行尾道支店	広島県尾道市土堂二丁目7番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
300,000,000	3,000,000	297,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用として第三者割当を行うに当たり、公正を期するため発行する株式価格を算定する費用や登録免許税等概算合計3,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額297,000,000円は、平成23年8月に長期借入金260,000,000円の全額返済に充当し、返済後の残額は当面大規模な設備投資の新たな計画等による支出予定はなくゴルフ場経営のための運転資金とする見込みですが当面は預貯金として管理する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要	名称	尾道造船株式会社																		
	本店の所在地	神戸市中央区江戸町104番地																		
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中部 隆																		
	資本金	1億円																		
	事業内容	1. 船舶の製造、修繕、解体並びに運営 2. 各種構築物及び機械の製作並びに修繕 3. 土木・建築・鋼構築物並びに管工事の設計、施工及び監理の請負 4. 船舶の貸渡																		
	主たる出資者及びその出資比率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>尾道造船従業員持株会</td> <td>350,078株</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>アサカ興産(株)</td> <td>349,915株</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>濱根 義和</td> <td>199,631株</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険(株)</td> <td>199,000株</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>乾光海運(株)</td> <td>100,000株</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>(株)ナカタ・マックコーポレーション</td> <td>100,000株</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table>		尾道造船従業員持株会	350,078株	17.5%	アサカ興産(株)	349,915株	17.5%	濱根 義和	199,631株	10.0%	東京海上日動火災保険(株)	199,000株	10.0%	乾光海運(株)	100,000株	5.0%	(株)ナカタ・マックコーポレーション	100,000株
尾道造船従業員持株会	350,078株	17.5%																		
アサカ興産(株)	349,915株	17.5%																		
濱根 義和	199,631株	10.0%																		
東京海上日動火災保険(株)	199,000株	10.0%																		
乾光海運(株)	100,000株	5.0%																		
(株)ナカタ・マックコーポレーション	100,000株	5.0%																		
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。																	
		割当予定先が保有している当社の株式	当社普通株式2,400株（保有割合8.2%）を保有しております。																	
	人事関係	割当予定先の代表取締役及び取締役経験者が、当社取締役を務めています。																		
	資金関係	当社の銀行借入金260,000,000円について、年0.3%の保証料を支払う契約を結び、債務保証を受けています。																		
	取引関係	該当事項はありません。																		
	技術関係	該当事項はありません。																		

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成23年3月31日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先は当社設立時からの大株主であり、同時に、割当予定先の代表者が当社の運営するゴルフ場（尾道カントリークラブ）の理事長として、ゴルフ場の維持・発展に長年にわたって多大の貢献をして頂いている実績があります。また、今後の安定したゴルフ場の運営のためには割当予定先からの協力がより一層必要であるとの認識から、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 15,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先には、本件新株式について長期保有方針の確認をとっております。また、定款第8条により株式の譲渡には取締役会の承認が必要となります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本件の払い込みに関しては、割当予定先の平成23年3月期の財務諸表を確認した結果、払込みに十分な現預金を保有していることから、本件の払込みに関して確実性があると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

本件第三者割当増資の割当予定先は当社設立時からの大株主であり、同時に、割当予定先の代表者が当社の運営するゴルフ場（尾道カントリークラブ）の理事長としてゴルフ場の維持・発展に多大の貢献をして頂いている実績があります。また、割当予定先は昭和18年に創業、尾道市に造船拠点を置き、堅実経営、社会貢献・地域貢献を経営理念に掲げて事業を行ってきた歴史ある企業であります。

割当予定先の倫理規定にも反社会的勢力との関係の遮断を唱ってあること、また、当社が割当予定先の総務部長より口頭で反社会的勢力とは無関係である事を確認しております。以上の事から当社としては、割当予定先が反社会的勢力等とは無関係であると判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

定款第8条に基づき、取締役会が承認した場合のみ譲渡が可能になります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

当社の株式は、非上場ではありますが、15株を所有することにより尾道カントリークラブの会員となる資格が得られることから、ゴルフ会員権としての取引相場が形成されています。最近の取引価格について会員権取引業者2社（㈱中国ゴルフ社（広島市南区）及び㈱えざき（広島市南区））に確認したところ、いずれの業者からも30万円程度（1株当たり20,000円程度）との回答を得ましたが、取引件数が限られているため株式の適正な時価として妥当性を欠く恐れがありますので、第三者である税理士伊藤敏彦氏（広島市安佐南区）に評価額の算定を依頼いたしました。

伊藤税理士からは、当社の株式評価に関しては税法上の評価方法のうち、相続税の評価方法を準用するのが妥当であり、相続税の評価方法の中でも純資産価額方式が適切であるとの判断から、純資産価額方式により算定した評価額、1株当たり15,765円が時価として適正であるとの結論をいただいております。伊藤税理士からいただいた1株当たり評価額15,765円（純資産価額方式は当社の資産を基に算定した株式の評価額であることから、ゴルフ場利用権は含んでいないと聴取しております。）と会員権取引業者に確認した最近の取引相場20,000円程度との差額部分はゴルフ場利用権に相当するものと当社では考えております。

以上を踏まえて、取締役会において慎重に審議した結果、本第三者割当増資による株式の発行価格を1株当たり20,000円とすることと致しました。当該発行価格は、当社企業業績等を反映した妥当な価格であると考えます。発行価格が有利発行に該当するかどうかについては上記の算定理由から有利発行に該当しないものと当社では判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本第三者割当増資により増加する株式は15,000株（議決権数15,000個）で、本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数29,440株（議決権数29,440個）の51.0%の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当増資により調達した資金は財務体質改善のため借入金の返済に充当する予定であり、これにより、経営の健全化、安定化をもたらす企業価値の向上につながるものであって、当社株主の利益にも資するものと考え、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数15,000株に係る議決権数は15,000個となり、当社の総議決権数29,440個（平成23年6月7日現在）に占める割合が51.0%と、25%以上となることから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
尾道造船株式会社	神戸市中央区江戸町104番地	2,400	8.15	17,400	39.15
株式会社ナカタ・マック コーポレーション	広島県尾道市潮見町6番 11号	2,039	6.93	2,039	4.59
長崎船舶装備株式会社	長崎市琴平町1番5号	975	3.31	975	2.19
あおみ建設株式会社	東京都港区海岸三丁目18 番21号	300	1.02	300	0.68
中田 旦子	広島県尾道市	240	0.82	240	0.54
丸善製菓株式会社	広島県尾道市向東町 14703番地の10	169	0.57	169	0.38
日工株式会社	広島県尾道市東尾道9番 1号	139	0.47	139	0.31
朝日産業株式会社	広島県尾道市山波町1005 番地	115	0.39	115	0.26
株式会社今井製作所	愛媛県越智郡岩城村24-6	105	0.56	105	0.24
山陽工業株式会社	広島県尾道市高須町904	93	0.32	93	0.21
計	-	6,575	22.33	21,575	48.55

(注) 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成23年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記第1.4(2)「手取金の使途」に記載したとおり、増資による資金は主に、借入金の返済に充当する予定であります。これは、当社事業を安定的に継続するためには有利子負債の返済による財務体質の改善が喫緊の課題であるとの認識からであります。株主割当増資、あるいは公募増資による資金調達の方法も選択肢の一つとして考えられますが、ゴルフ場事業を取り巻く厳しい環境を考えたとき、必要な資金を短期間に調達することは極めて困難であると予想されます。そのため、当社は15,000株という大規模な第三者割当ではありますが、事業を今後とも安定的に継続していくためには、どうしても必要な施策として本件第三者割当増資を行うことを取締役会において決定致しました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

本第三者割当増資による募集株式の数は15,000株（議決権数15,000個）であり、平成23年6月7日現在の当社発行済株式総数29,440株（議決権数29,440個）に対して51.0%の割合の希薄化が生じることとなります。こうした株主価値の希薄化は既存株主の権利を毀損するものであることは、当社としても充分認識しております。しかしながら、前記第1.4(2)「手取金の使途」に記載したとおり、本第三者割当増資により調達された資金を活用し、財務体質の改善を図り、事業を安定的に継続することにより、企業価値の維持と向上を通じて既存株主の利益保護につながるものと考え、実施を決定致しました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資による資金調達は、希薄化率が51.0%となり25%以上の大規模な第三者割当となることから、経営者から一定程度の独立した者として、当社社外取締役岡田福三、当社社外監査役高橋徳男、当社社外監査役藤河秀樹の3名を選定し、当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手をすることと致しました。これら3名に対して、資金調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について、詳細な説明を行っております。その結果、平成23年5月17日付けで3名から、当社の現状を考えると資金調達は必要であり、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、財務体質の維持と安定が可能となり、企業価値及び株式価値の維持、安定が見込まれることから、株式の希薄化の規模には合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。この判断に基づいて、当社取締役会では、調達した資金を借入金の返済に充当し、財務体質の改善を図るという今回の資金調達の目的、他の方法による資金調達の実施可能性等について慎重に検討を行い、特別な利害関係を有する取締役を除き採決を行った結果、出席取締役全員の賛成により本第三者割当増資を行うことを決議致しました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年6月7日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年6月7日）現在においてもその判断に変更はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日	平成23年4月27日 中国財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第38期)	自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日	平成23年6月6日 中国財務局長に提出

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 4 月23日

備後観光開発株式会社

取締役会 御中

新木武馬公認会計士事務所

公認会計士 新木 武馬 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている備後観光開発株式会社の平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行なった。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、備後観光開発株式会社の平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 4 月22日

備後観光開発株式会社

取締役会 御中

新木武馬公認会計士事務所

公認会計士 新木 武馬 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている備後観光開発株式会社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行なった。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、備後観光開発株式会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年4月22日の定時株主総会において、第三者割当による新株式を発行することを決議した。

会社と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。